

石川県教育費負担軽減奨学金（通常申請分）のお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

申請期限：令和8年10月30日（金）必着

1. 支給要件

以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ①保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満であること
- ②令和8年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③対象となる生徒が、令和8年7月1日現在、私立高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金等（高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金）の受給資格を有していること

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠としている都道府県においてのみ申請を行うことができ、複数の都道府県での重複申請はできません。

※海外赴任等で日本国内に住所を有しないことから、保護者等全員の課税証明書を提出できない場合は支給対象外となります。

※支給回数上限を超えた場合は支給対象外となります。

支給回数上限：通算3回（定時制、通信制は4回）。ただし、学び直し支援金の対象者は1回（定時制、通信制は2回）を加算。

2. 給付額

世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分	給付額（年額）	
	全日制・定時制	通信制
ア 生活保護受給世帯	52,600円	52,600円
イ 非課税世帯	152,000円	52,100円
ウ 所得割合算額が105,500円未満世帯 （年収270～380万円相当の世帯）	50,670円	17,370円
エ 所得割合算額が182,500円未満世帯 （年収380～490万円相当の世帯）	38,000円	13,030円

※生徒本人が国籍・在留資格要件を満たさない場合は、世帯区分ア、イのみ。

3. 申請方法

世帯区分に応じて「○」がついている書類を全て提出してください。

世帯区分	必 要 書 類					
	①申請書	②住民票 （生徒本人及び 保護者等全員）	③債権者登録 申出書	④課税証明書 （保護者等全員）	⑤在学証明書	⑥生業扶助 （生活保護） 受給証明書
ア	○	○	○		○	○
イ～エ	○	○	○	○	○	

○必要書類について（上記表の①～⑥）

①石川県教育費負担軽減奨学金申請書

②生徒本人及び保護者等全員の住民票（令和8年7月1日現在の居住地がわかるもの）

※個人番号が記載されていないもの

※生徒本人の「本籍地」の記載があるもの（日本国籍以外の場合は、「国籍・在留資格・在留期間」の記載があるもの）

③債権者登録申出書

④保護者等全員の令和8年度の課税証明書等（令和7年中の所得）

⑤在学証明書

⑥生業扶助（生活保護）受給証明書（生活保護を受給している方のみ）

ご自身の所得割額などは
マイナポータル
「わたしの情報」
から確認できます

※生徒本人の国籍が日本国以外の場合、他に提出書類が必要となる場合があります。
詳しくは下記問合せ先までお問い合わせください。

○申請書・債権者登録申出書入手方法

石川県総務部総務課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/tethuzuki/gakko76.html>

※ダウンロードする環境がない等、入手にお困りがありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

4. 提出先・申請期限

提出先 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部総務課 私学・県立大学支援グループ宛て

申請期限 令和8年10月30日(金)※必着

【問合せ・申請書提出先】

石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL : 076-225-1233

MAIL : e110300b@pref.ishikawa.lg.jp